

# 松浦市地方卸売市場松浦魚市場業務規程

令和2年6月8日規則第36号

## 目次

- 第1章 総則（第1条—第7条）
- 第2章 魚市場関係業者
  - 第1節 卸売業者（第8条—第18条）
  - 第2節 買受人（第19条—第31条）
  - 第3節 関連事業者等（第32条—第35条）
- 第3章 売買取引及び決済の方法（第36条—第68条）
- 第4章 魚市場施設の使用（第69条—第71条）
- 第5章 管理（第72条—第81条）
- 第6章 松浦魚市場運営委員会（第82条—第89条）
- 第7章 雑則（第90条・第91条）

## 附則

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この規則は、卸売市場法（昭和46年法律第35号。以下「市場法」という。）

第13条第4項及び松浦市地方卸売市場松浦魚市場条例（平成18年松浦市条例第138号。以下「松浦魚市場条例」という。）第10条の規定に基づき、松浦市地方卸売市場松浦魚市場（以下「魚市場」という。）の業務その他市場の管理について必要な事項を定め、その適正かつ健全な運営を確保することにより生鮮水産物等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、もって市民等の生活の安定に資することを目的とする。

#### （魚市場の位置）

第2条 魚市場の位置は、松浦市調川町下免695番地とする。

#### （取扱品目）

第3条 魚市場において取り扱う品目は、生鮮水産物及びその加工品（以下「生鮮水

産物等」という。)とする。

(開場の期日)

第4条 魚市場は、次に掲げる休業日を除き、毎日開場する。ただし、市長が必要と認めるときは、臨時に休業日を定めることができる。

(1) 1月1日から1月4日まで

(2) 8月15日

(3) 土曜日(12月20日から12月31日までの間の土曜日を除く。)

2 市長は、前項の規定にかかわらず、同項各号に定める休業日を臨時の開業日として定めることができる。

(臨時の休業又は営業)

第5条 卸売業者(第8条第1項の許可を受けた者をいう。以下同じ。)、買受人(第21条第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。)又は関連事業者(第32条第1項の許可を受けた者をいう。以下同じ。)が休業日(臨時の休業日を含む。以下この項において同じ。)以外の日に休業し、又は休業日に営業しようとするときは、臨時休業(営業)承認申請書(様式第1号)を市長に提出して承認を受けなければならない。

(開場の時間等)

第6条 魚市場の開場の時間は、午前3時から午後5時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

2 卸売業者は、卸売のための販売開始時刻及び販売終了時刻を定め、又はこれらを変更しようとするときは、前項の開場の時間の範囲内で販売開始時刻等(変更)承認申請書(様式第2号)を市長に提出して承認を受けなければならない。

3 せりの開始は、場内放送、振鈴、笛その他広く周知できる方法で知らせるものとする。

(業務運営の基本原則)

第7条 市長は、市場の業務運営に関し、出荷者、卸売業者、買受人その他市場において売買取引を行う者(以下「取引参加者」という。)に対して、不当に差別的な取扱いをしてはならない。

第2章 魚市場関係業者

## 第1節 卸売業者

### (卸売業者の許可)

第8条 卸売の業務を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる書類を添付して、卸売業務許可申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

- (1) 定款
- (2) 登記事項証明書
- (3) 役員名簿及び履歴書
- (4) 当該事業年度及びその翌年度の業務計画書及び資金計画書
- (5) 直近の財産目録、貸借対照表及び損益計算書
- (6) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、前項の許可の申請が次の各号いずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。

- (1) 申請者が法人でないとき。
- (2) 申請者の業務を執行する役員のうち次のいずれかに該当する者がいるとき。
  - ア 破産者で復権を得ない者
  - イ 禁錮以上の刑に処せられた者又は市場法の規定により罰金以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
  - ウ 第16条の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して2年を経過しない者
  - エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下これらを「暴力団員等」という。)
- (3) 申請者が暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助員として使用しているとき。
- (4) 申請者がその業務について暴力団員等により支配を受けているものであると認められるとき。
- (5) 申請者が卸売の業務を遂行するのに必要な知識及び経験又は資力信用を有し

ない者であるとき。

(6) 申請者が買受人又はその役員若しくは使用人であるとき。

(7) その許可をすることによって卸売業者の数が第10条に規定する数の最高限度を超えることとなるとき。

(許可証の交付等)

第9条 市長は、前条の規定により卸売業務を許可したときは、卸売業務許可証（様式第4号）を交付するものとする。

2 卸売業者は、前項の許可証を市場内の見やすい場所に掲示しなければならない。

3 卸売業者は、許可証を汚損し、又は紛失したときは、許可証の再交付を受けなければならない。

4 前項の規定により許可証の再交付を受けようとする者は、卸売業務許可証再交付申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(卸売業者の最高限度)

第10条 卸売業者の数の最高限度は、市長が別に定める。

(保証金の預託)

第11条 卸売業者は、市長に保証金を預託した後でなければ、卸売の業務を開始してはならない。

2 保証金の額は、300万円とし、第8条第1項の許可を受けた日から起算して1月以内に預託しなければならない。

(保証金の追加預託)

第12条 卸売業者は、保証金について差押命令又は仮差押命令の送達を受けた場合その他預託すべき保証金の額に不足を生じた場合は、市長の指定する日までに差押え若しくは仮差押えされた金額又は不足する金額に相当する金額を追加して預託しなければならない。

2 卸売業者は、前項の指定する日までに預託を完了しないときは、その日の翌日から預託を完了するまでは、卸売の業務を行うことができない。

(保証金の充当)

第13条 市長は、卸売業者が使用料その他魚市場に関して市に納付すべき金額の納付又は魚市場施設の原状回復を怠ったときは、次項の優先して弁済を受ける権利に

優先して保証金をこれに充てることができる。

- 2 卸売業者に対して魚市場における卸売のための販売又は販売のための販売の委託をした者は、当該販売又は販売の委託による債権に関し、保証金について、他の債権者に先だって弁済を受ける権利を有するものとする。

(保証金の返還)

第14条 保証金は、卸売業者がその資格を失った日から2月を経過した後でなければ返還しない。

(卸売の業務の事業の譲渡し)

第15条 卸売業者が事業（魚市場における卸売の業務に係るものに限る。）の譲渡しをする場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡し及び譲受けについて、市長の承認を受けたときは、譲受人は卸売業者の地位を承継する。

- 2 前項の承認を受けようとする者は、次に掲げる書類を添付して、営業譲渡し及び譲受け承認申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

(1) 譲渡し及び譲受けに係る契約書の写し

(2) 第8条第2項第1号から第6号に掲げる書類

- 3 第8条第3項の規定は、第1項の承認について準用する。

(許可の取消し)

第16条 市長は、卸売業者が第8条第3項第2号から第4号まで若しくは第6号のいずれかに該当することとなったとき又はその業務を的確に遂行することができる資力信用を有しなくなったと認めるときは、その許可を取り消すものとする。

- 2 市長は、卸売業者が正当な理由なく次の各号のいずれかに該当するときは、第8条第1項の許可を取り消すことができる。

(1) 第9条第1項の許可の通知を受けた日から起算して1月以内にその業務を開始しないとき。

(2) 引き続き1月以上その業務を休止したとき。

- 3 市長は、前2項の規定による処分をしようとするときは、第82条に定める松浦魚市場運営委員会の意見を聴くとともに、当該処分の相手方に対し、公開による聴聞を行い、意見を述べる機会を与えなければならない。

(せり人の承認等)

第17条 卸売業者が魚市場において行う卸売のせり人は、その者について当該卸売業者が市長の承認を受けている者でなければならない。

2 卸売業者は、前項の承認を受けようとするときは、せり人承認申請書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請があった場合において、その申請に係るせり人が次の各号のいずれかに該当するときは、その承認をしないものとする。

(1) 破産者で復権を得ないものであるとき。

(2) 禁錮以上の刑に処せられた者又は市場法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しないものであるとき。

(3) 買受人又はこれらの者の役員若しくは使用人であるとき。

(4) 暴力団員等であるとき。

4 市長は、せり人が前項第1号から第4号のいずれかに該当することとなったとき、せりを遂行するのに必要な能力を有しなくなったと認めるとき、又は卸売業者が当該せり人に係る承認の取消しを申し出たときは、その承認を取消すものとする。

(名称変更等の届出)

第18条 卸売業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 卸売の業務を開始し、休止し、又は再開したとき。

(2) 氏名若しくは名称又は住所を変更したとき。

(3) 商号又はこれに類するものを変更したとき。

(4) 資本又は出資の額及び役員を変更したとき。

(5) 卸売の業務を廃止したとき。

2 卸売業者が解散したときは、当該卸売業者の精算人は遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

## 第2節 買受人

(買受人の種類)

第19条 魚市場における買受人の区分は、次の表のとおりとする。

種類	定義
----	----

仲卸買受人	魚市場内において卸売業者から卸売を受けた生鮮水産物等を消費地に出荷し、仕分けし若しくは調整して販売することを業務とし、又はこれらの業務と兼ねてこれを原料として加工業を営む者をいう。
加工買受人	魚市場内において卸売業者から卸売を受けた生鮮水産物等を原料とし、加工業を営む者をいう。
売買参加買受人	魚市場内において卸売業者から卸売を受けた生鮮水産物等を自家消費する者又は魚市場外にある自己の店舗において販売することを業務とする者をいう。

(買受人の数の最高限度)

第20条 買受人の数の最高限度は、前条の表の種類区分ごとに市長が別に定める。

(買受人の承認申請)

第21条 魚市場において卸売業者から卸売を受けようとする者は、市長の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けようとする者は、次に掲げる書類を添付して買受人承認申請書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

- (1) 個人にあつては、資産調書、履歴書(写真が貼付されているもの。次号において同じ。)、身元証明書、住民票(本籍が入っているもの。以下同じ。)、市町村税の納税証明書、従業員名簿及び写真並びに事業計画書
- (2) 法人にあつては、登記簿謄本、定款、貸借対照表、損益計算書、役員の身元証明書、履歴書、役員名簿、従業員名簿及び写真並びに事業計画書

3 買受人の承認期間の限度は、5年間とする。

(買受人承認基準)

第22条 市長は、前条第1項の承認申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の承認をしないものとする。

- (1) 申請者が破産者で復権を得ない者であるとき。
- (2) 申請者が禁錮以上の刑に処せられた者又は市場法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者であるとき。

- (3) 申請者が買受人の承認の取消しを受け、その取消しの日から起算して2年を経過しないものであるとき。
- (4) 申請者が暴力団員等であるとき。
- (5) 申請者が暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- (6) 申請者がその業務について暴力団員等により支配を受けているものであると認められるとき。
- (7) 申請者が買受けの業務を遂行するのに必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。
- (8) 申請者が卸売業者又はその役員若しくは使用人であるとき。
- (9) 申請者が買受人の役員又は使用人であるとき。
- (10) 申請者が法人であってその業務を執行する役員のうち第1号から第6号まで又は第8号若しくは前号のいずれかに該当する者がいるとき。
- (11) その承認をすることによって買受人の数が第20条の規定により定める数の最高限度を超えることとなるとき。

(買受人の承認の取消し)

第23条 市長は、買受人が前条第1号、第2号、第4号から第6号まで若しくは第8号から第10号までのいずれかに該当することとなったとき又はその業務を適確に遂行することができる資力信用を有しなくなったと認めるときは、その承認を取り消すものとする。

2 市長は、買受人が次の各号のいずれかに該当するときは、その承認を取り消すことができる。

- (1) 正当な理由なく第21条第1項の承認の通知を受けた日から起算して1月以内に第70条第1項の保証金を預託しないとき。
- (2) 正当な理由なく第21条第1項の承認の通知を受けた日から起算して1月以内にその業務を開始しないとき。
- (3) 正当な理由なく引き続き3月以上その業務を休止し、又は遂行しないとき。
- (4) 買受人の取扱高（消費税及び地方消費税額を除く。）が市長が別に定める取扱基準額（消費税及び地方消費税額を除く。）に達せず、その業務の円滑な遂



行を欠くに至ったとき。

- 3 市長は、前項の規定による処分をしようとするときは、第82条に規定する松浦魚市場運営委員会の意向を聴き、当該処分の相手方に対し、期日、場所及び処分の原因となった理由を通知して、相当な期間を置いた上、公開による聴聞を行い、その者又はその代理人が証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(買受人の営業の譲渡し及び譲受け並びに合併)

第24条 買受人が営業（魚市場における買受けの業務に係るものに限る。）の譲渡しをする場合において譲渡人及び譲受人が譲渡し及び譲受けについて市長の承認を受けたときは、譲受人は買受人の地位を承継する。

- 2 買受人たる法人の合併の場合（買受人たる法人と買受人でない法人が合併して買受人たる法人が存続する場合を除く。）において、当該合併について市長の承認を受けたときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、買受人の地位を承継する。

- 3 第1項又は前項の承認を受けようとする者は、第21条第2項各号に掲げる書類を添付して営業譲渡し及び譲受け承認申請書又は合併承認申請書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

- 4 第22条の規定は、第1項及び第2項の承認について準用する。この場合において、同条中「前条第1項」とあるのは「第24条第1項又は第2項」と、「申請者」とあるのは「その申請に係る譲受人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人」と読み替えるものとする。

(買受け業務の相続)

第25条 買受人が死亡した場合において、相続人（相続人が2人以上ある場合において、その協議により当該買受人の買受け業務を承継すべき相続人を定めたときは、その者）が被相続人の行っていた買受け業務を引き続き営もうとするときは、市長の承認を受けなければならない。

- 2 前項の承認を受けようとする者は、被相続人の死亡の日から起算して2月以内に第21条第2項各号に掲げる書類を添付して相続承認申請書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

- 3 相続人が前項の承認の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその

承認があった旨又はその承認をしない旨の通知を受ける日までの間は、被相続人に対してしたものとみなす。

4 第22条の規定は、第1項の承認について準用する。この場合において、同条中「前条第1項」とあるのは「第25条第1項」と読み替えるものとする。

5 第1項の承認を受けた者は、買受人の地位を承継する。

(名称変更等の届出)

第26条 買受人は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 買受けの業務を開始し、休止し、又は再開したとき。
- (2) 氏名若しくは名称又は住所を変更したとき。
- (3) 商号又はこれに類するものを変更したとき。
- (4) 法人である場合にあっては、資本又は出資の額及び役員を変更したとき。
- (5) 買受けの業務を廃止したとき。

2 買受人が死亡し、又は解散したときは、当該買受人の相続人又は精算人は遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(取引代理人の承認)

第27条 買受人は、市長の承認を受けて取引代理人(買受人の役員又は使用人で買受人を代理して卸売に参加する者をいう。以下同じ。)を置くことができる。

2 買受人は、前項の承認を受けようとするときは、取引代理人になろうとする者の履歴書、住民票、身元証明書及び写真並びに買受人の役員又は使用人であることを証する書面を添付して取引代理人承認申請書(様式第11号)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の承認の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の承認をしないものとする。

- (1) 取引代理人になろうとする者が第22条第1号、第2号若しくは第4号に該当する者又は生鮮水産物等の小売業を営む者であるとき。
- (2) 取引代理人として必要な能力を有しない者であるとき。
- (3) その承認をすることによって取引代理人の数が次項の規定により定める数の最高限度を超えることとなるとき。

4 買受人における取引代理人の数の最高限度は、市長が別に定める。

(取引代理人の承認の取消し)

第28条 市長は、前条第1項の承認を受けた取引代理人が前条第3項第1号若しくは第2号に該当することとなったとき又は買受人が当該取引代理人の承認取消しを申し出たときは、その承認を取り消すものとする。

(買受人の販売価格等の報告)

第29条 市長は、買受人に対して販売価格(消費税及び地方消費税額を含む。)、数量その他必要な事項の報告を求めることができる。

(買受人の団体等の届出)

第30条 買受人が買受人をもって組織する組合又は団体を作ったときは、当該組合又は団体の定款又は規約、役員名簿及び構成員名簿を速やかに市長に届け出なければならない。これらに変更を生じたときも同様とする。

(買受人の申請及び届出等の経由)

第31条 この規則の規定により買受人又は買受人になろうとする者が市長に提出する書類は、卸売業者を経由しなければならない。

2 卸売業者は、前項に規定する申請書の提出を受けたときは、これに必要な意見を付し、遅滞なく市長に提出しなければならない。

### 第3節 関連事業者等

(関連事業者の許可)

第32条 市長は、魚市場の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、魚市場機能の充実を図り、又は出荷者、買受人その他の魚市場の利用者に便益を提供するため、次に掲げる者に対し、魚市場内の施設において業務を営むことを許可することができる。

(1) 生鮮水産物等の荷役業又は運送業等を営む者、魚市場の取扱品目以外の生鮮食料品等又は容器の販売業を営む者その他魚市場機能の充実に資すると市長が特に認める業務を営む者

(2) 飲食店業、理容業、日用雑貨取扱業、金融業その他魚市場の利用者に便益を提供する者として市長が特に認める業務を営む者

2 前項の許可を受けようとする者は、第21条第2項各号に掲げる書類を添付して

関連事業者許可申請書（様式第12号）を市長に提出しなければならない。

3 関連事業者の許可期間の限度は、5年間とする。

（関連事業者の許可の基準）

第33条 市長は、前条第1項の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、関連事業者の許可をしないものとする。

- (1) 破産者で復権を得ない者であるとき。
- (2) 禁錮以上の刑に処せられた者又は市場法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者であるとき。
- (3) 次条の規定により関連事業者の許可を取り消された者でその取消の日から起算して2年を経過しない者であるとき。
- (4) 暴力団員等であるとき。
- (5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- (6) その業務について暴力団員等により支配を受けているものであると認められるとき。
- (7) 関連事業者として業務を適確に遂行することができる資力信用及び知識を有する者でないとき。
- (8) 法人であって、その業務を執行する役員のうち第1号、第2号又は第4号のいずれかに該当する者がいるとき。
- (9) 公共の秩序及び風紀を乱し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。

（関連事業者の許可の取消し）

第34条 市長は、関連事業者が前条第1号、第2号、第4号、第5号、第6号、第8号若しくは第9号のいずれかに該当することとなったとき又はその業務を適確に遂行することができる資力信用を有しなくなったと認めるときは、その許可を取り消すものとする。

2 市長は、関連事業者が正当な理由なく次の各号のいずれかに該当するときは、第32条第1項の許可を取り消すことができる。

- (1) 第32条第1項の許可を受けた日から1月以内に第70条第1項の保証金の預託をしなかったとき。
- (2) 第32条第1項の許可を受けた日から1月以内に当該業務を開始しなかったとき。
- (3) 引き続き3月以上、当該業務を休止したとき。

(関連事業者への準用規定)

第35条 第23条第3項、第25条第1項から第3項まで及び第5項、第26条並びに第31条第1項及び第2項の規定は、関連事業者について準用する。この場合において、第23条第3項中「前項の」とあるのは「第34条第1項の」と、第25条第1項及び第5項、第26条及び第31条中「買受人」とあるのは「関連事業者」と、第25条第1項及び第26条中「買受け業務」とあるのは「当該業務」と、第25条第5項中「第1項」とあるのは「第35条」と読み替えるものとする。

2 第33条の規定は、前項の規定による関連事業者の業務の相続人の承認について準用する。この場合において、同条中「前条第1項」とあり、及び同条各号列記以外の部分中「関連事業者」とあるのは「関連事業者の業務の相続」と、同条第3号中「次条」とあるのは「第34条」と読み替えるものとする。

### 第3章 売買取引及び決済の方法

(売買取引の原則)

第36条 魚市場における売買取引は、公正かつ効率的でなければならない。

(売買取引の方法)

第37条 卸売業者は、魚市場において行う卸売については、次の表に掲げる区分に応じた売買取引の方法によらなければならない。

	該当する物品	売買取引の方法
1	次項に掲げる物品以外のもの	毎日の卸売予定数量のうち市長が別に定める割合に相当する部分についてはせり売り又は入札の方法、それ以外の部分についてはせり売り若しくは入札の方法又は相対取引

2	<p>(1) 冷凍水産物（冷凍鯨肉及び魚市場で解凍して卸売するものを除く。）</p> <p>(2) 生鮮水産物の加工品（湯煮又は焼干したものを除く。）</p> <p>(3) その品目又は品質が特殊であるため、通常、一般消費者の日常生活において食用に供することが少なく、特殊な用途に供される水産物で次の</p> <p>淡水魚類、ふぐ、貝類（かき類を除く。）、いせえび・ざりがに類、しゃこ類、あみ類、うに・なまこ類、さめ類、生遊魚</p>	せり売り若しくは入札の方法又は相対取引
---	---	---------------------

2 卸売業者は、前項の表第1項に掲げる物品（一定の割合に相当する部分に限る。）については、次の各号のいずれかに該当する場合は、相対取引の方法によることができる。

- (1) せり売り又は入札の方法による卸売により生じた残品の卸売をする場合
- (2) 卸売業者と買受人との間においてあらかじめ締結した契約に基づき確保した物品の卸売をする場合
- (3) 第42条ただし書の規定により販売開始時刻以前に卸売をする場合
- (4) 第43条ただし書の規定により買受人以外の者に対して卸売をする場合
- (5) 災害が発生した場合
- (6) 入荷が遅延した場合
- (7) 卸売の相手方が少数である場合

3 卸売業者は、第1項に掲げる物品については、次に掲げる場合であって市長が指示したときは、せり売り又は入札の方法によらなければならない。

- (1) 魚市場における物品の入荷量が一時的に著しく減少した場合

(2) 魚市場における物品に対する需要が一時的に著しく増加した場合

4 市長は、第1項の表第1項の割合を変更しようとするときは、第82条に規定する松浦魚市場運営委員会の意見を聴くとともに、その数値を魚市場内に掲示するものとする。

5 卸売業者は、第1項の表第2項に掲げる物品について、販売方法の設定又は変更をしようとするときは、その販売方法を卸売場の見やすい場所における掲示等の方法により、関係者に十分周知しなければならない。

(売買取引の条件の公表)

第38条 卸売業者は、次に掲げる事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

(1) 営業日及び営業時間

(2) 取扱品目

(3) 生鮮食料品等の引渡し方法

(4) 委託手数料その他の生鮮食料品等の卸売に関し出荷者又は買受人が負担する費用の種類、内容及びその額

(5) 生鮮食料品等の卸売に係る販売代金の支払時期及び支払方法(市場法第13条第5項第4号ロに掲げる方法としてこの規則に定められた決済の方法に則したものに限る。)

(6) 奨励金等がある場合には、その種類、内容及びその額(その交付の基準を含む。)

(許可に係る卸売以外の販売の禁止)

第39条 卸売業者は、魚市場以外の松浦市内においては、第8条第1項の許可に係る取扱品目の部類に属する物品の卸売その他の販売をしてはならない。ただし、卸売業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがなく、市長が必要と認めたときは、この限りでない。

(受託契約約款)

第40条 卸売業者は、魚市場における卸売のための販売の委託の引受けについて受託契約約款を定め、第8条第1項の許可の日から起算して1月以内に受託契約約款承認申請書(様式第13号)を市長に提出して承認を受けなければならない。

2 受託契約約款に定めた事項を変更しようとするときは、あらかじめ変更しようとする理由及びその内容を記載した書面を添えて、受託契約約款変更承認申請書（様式第14号）を市長に提出して承認を受けなければならない。

（差別的取扱いの禁止）

第41条 卸売業者は、出荷者、買受人その他魚市場の利用者に対して不当に差別的な取扱いをしてはならない。

2 卸売業者は、その許可に係る取扱品目の部類に属する物品について卸売のための販売の委託の申込みがあった場合には、その申込みが前条第1項の規定により承認を受けた受託契約約款によらないことその他の正当な理由がなければ、その引受けを拒んではならない。

（販売開始時刻以前の卸売の禁止）

第42条 卸売業者は、販売開始時刻以前に取扱物品の卸売（以下「先取り」という。）をしてはならない。ただし、市長が別に定める基準に基づき卸売する場合は、この限りでない。

（卸売の相手方の制限）

第43条 卸売業者は、買受人以外の者に対して卸売（以下「転送」という。）をしてはならない。ただし、市長が別に定める基準により転送する場合は、この限りでない。

（卸売の単位）

第44条 卸売の単位は、重量による。ただし、重量によることが困難なものについては、個数又は容器をもってその単位とすることができる。

（上場の順序）

第45条 上場の順序は、入荷の順序とし、同一品種に属する委託物品と買付物品が同時に到着した場合は、卸売業者は、委託物品を先に上場しなければならない。ただし、入荷した生鮮水産物等が腐敗するおそれがあるとき又は不当な価格を生ずるおそれがあるときは、上場の順序を変更することができる。

（現品取引等）

第46条 卸売の方法は、現品又は見本をもってしなければならない。ただし、慣例があるときは、銘柄によることができる。



(銘柄取引の掲示)

第47条 前条ただし書の銘柄による場合は、卸売業者は売買取引の前に、その物品の品目、産地、出荷者を卸売場に掲示しなければならない。

(下見)

第48条 卸売業者は、卸売をしようとするときは、卸売を開始する前に買受人に卸売をしようとする生鮮水産物等の下見を行わせなければならない。ただし、銘柄による場合は、この限りでない。

(卸売の委託を受けた生鮮水産物等の検収)

第49条 卸売業者は、卸売の委託を受けた生鮮水産物等(以下「受託物品」という。)の受領に当たっては、検収を確実にを行い、その種類、数量、等級及び品質等に異常を認めるときは、受託物品受領書及び売買仕切書にその旨を記載しなければならない。

(呼値の方法)

第50条 卸売の呼値は、金額でなければならない。

(指値のある受託物品の販売方法)

第51条 卸売業者は、受託物品に指値(消費税及び地方消費税額を除く。以下同じ。)があるときは、上場の際適切な表示を行い、せり売りの前にせり人にその旨を呼び上げさせなければならない。

2 卸売業者は、前項の呼上げを行わなかったときは、指値をもって買受人に対抗することができない。

(受領物品の即日販売)

第52条 卸売業者は、上場し得る時刻までに受領した物品については、その日のうちに上場し販売しなければならない。ただし、市長が特別な理由があると認め、これらによらないことを承認した場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の承認を受けようとする卸売業者は、受領物品即日販売特例承認申請書(様式第15号)を市長に提出して承認を受けなければならない。

(指値等のある未販売委託物品の処理)

第53条 受託物品について指値その他の条件がある場合で、その条件でこれを販売することができないときは、卸売業者は、その旨を委託者に通知し、その指示を受

けなければならない。ただし、損傷、腐敗その他の原因によって委託者に著しい損害を及ぼすおそれがあるときは、この限りでない。

(せり売りの方法)

第54条 せり人は、せり売りを行おうとするときは、その委託物品について、数量その他必要な事項を呼び上げなければならない。

2 せり落としは、せり人が最高申込価格（消費税及び地方消費税額を除く。以下同じ。）を呼び上げたときにこれを決定し、その申込者をせり落とし人とする。ただし、指値のある受託物品については、最高申込価格が指値に達しないときは、この限りでない。

3 せり人は、最高価格申込者が2人以上あるときは、抽選その他適切な方法によってせり落とし人を決定しなければならない。

4 せり人は、せり落とし人が決定したときは、直ちにその氏名又は商号及びせり落とし価格（消費税及び地方消費税額を除く。）を呼び上げなければならない。

(入札及び開札の方法)

第55条 入札は、卸売業者がその受託物品について、数量その他必要な事項を掲示し、又は呼び上げた後、買受人が卸売業者指定の入札書にその氏名、入札金額（消費税及び地方消費税額を除く。以下同じ。）その他必要な事項を記載して行うものとする。

2 前項の卸売業者は、入札終了後、直ちに開札を行わなければならない。この場合において、最高価格（消費税及び地方消費税額を除く。以下同じ。）の入札者を落札者とする。ただし、指値のある受託物品については、その最高価格が指値に達しないときは、この限りでない。

3 卸売のための入札が次の各号のいずれかに該当するときは、無効とする。

(1) 入札した者の氏名、入札金額その他必要な事項の記載がないとき。

(2) 入札に際して連合その他不正な行為が行われたとき。

(異議の申立てと販売方法の変更)

第56条 売買取引に参加した買受人は、販売方法又はそのせり落とし若しくは落札の決定について異議があるときは、直ちに市長にその旨を申し立てることができる。

2 市長は、前項の申立てについて、正当な理由があると認めるときは、その売買の

差止め又はせり直し若しくは再入札を命ずることができる。連合その他不正な行為があると認めたとときも同様とする。

(販売開始時刻以前の物品の搬出の禁止)

第57条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、通常の販売開始時刻以前に、魚市場の生鮮水産物等を魚市場から搬出（以下「直送」という。）してはならない。ただし、市長が必要と認めたとときは、この限りでない。

(1) 卸売業者が出荷者の指示又は同意により、生鮮水産物等の販売を再委託する場合

(2) 出荷者が自己の計算において、魚市場以外の卸売市場に生鮮水産物等を出荷する場合

(販売原票の作成)

第58条 卸売業者は、生鮮水産物等を卸売したときは、速やかに販売原始帳簿に記載し、これを5年間保存しなければならない。

2 販売原始帳簿の記帳には、消し難い筆記用具を使用し、生鮮水産物等の種類、数量、単価（消費税及び地方消費税額を除く。）、出荷者及び買受人を記載しなければならない。

(卸売物品の買受人の明示)

第59条 卸売業者は、売買契約が成立したときは、直ちに売渡表（様式第16号）を買受人に交付するとともに、買受人の確認を受けなければならない。

(買受人の買受物品に対する明示)

第60条 買受人は、卸売業者から買い受けた生鮮水産物等については、自己の所有であることを明示する証票、商号又は商標を付さなければならない。

(買受物品の引取り)

第61条 買受人は、卸売業者から卸売を受けた物品を速やかに引き取らなければならない。

2 卸売業者は、買受人が引取りを怠ったと認められるときは、買受人の費用（消費税及び地方消費税額を含む。）でその物品を保管し、又は買受人に催告しないで他の者に卸売することができる。

3 卸売業者は、前項の規定により他の者に卸売をした場合において、その卸売価格

(消費税及び地方消費税額を含む。以下同項において同じ。)が同項の買受人に対する卸売価格より低いときは、その差額をその買受人に請求することができる。

(搬入物品の制限)

第62条 市長は、必要があると認めるときは、魚市場に搬入される生鮮水産物等を制限し、又は必要な指示をすることができる。

(取引対象除外)

第63条 密漁その他法令に違反する行為により漁獲した生鮮水産物等は、その取引の対象としてはならない。

(仕切書及び送金)

第64条 卸売業者は、受託物品を卸売したときは、出荷者に対してその卸売をした日の翌日までに、売買仕切書及び売買仕切金(消費税及び地方消費税額を含む。以下同じ。)を送付しなければならない。ただし、受託契約約款に特別の定めをした場合の売買仕切金の送付については、この限りでない。

2 卸売業者は、売買仕切書に当該卸売した生鮮水産物等の品目、等級、価格(消費税及び地方消費税額を除く。)、消費税及び地方消費税額及び数量を正確に記載しなければならない。

3 売買仕切書は、これを2通作成し、そのうち1通は卸売業者が5年間保存しなければならない。

(委託手数料の率)

第65条 卸売業者が卸売の委託の引受けについて、その委託者から収受する委託手数料の率は、卸売金額(消費税及び地方消費税額を含む。)の100分の5以内において市長の承認を得た率とする。

(買受代金の即時支払義務)

第66条 買受人は、生鮮水産物等の引渡しを受けると同時に、卸売業者に対し買収した物品の代金(消費税及び地方消費税額を含む。)を支払わなければならない。ただし、買受人と卸売業者の間の特約があるときは、この限りでない。

(事業報告書の作成等)

第67条 卸売業者は、事業年度ごとに卸売市場法施行規則(昭和46年農林省令第52号)別記様式第2号により作成し、当該事業年度経過後90日以内に市長に提

出しなければならない。

2 卸売業者は、貸借対照表及び損益計算書を事務所に備置き、正当な理由がある場合を除き出荷者の閲覧に供するものとする。

3 第1項に定める報告書のほか、卸売業者は、毎月20日までに前月卸売した生鮮水産物等の数量及び金額を売上高日(月)計表(様式第17号)に集計し、同表を添付した生鮮水産物等の市況等に関する報告書(様式第18号)により市長に報告しなければならない。

(売買取引の結果等の公表)

第68条 卸売業者は、次に掲げる事項について、市長に報告するとともに、それぞれの期日までに、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

- (1) その日の主要な品目の卸売予定数量 取引の日の前日の午後5時
- (2) その日の主要な品目の卸売の数量及び価格 取引の日の午後5時
- (3) その月の前月の委託手数料の種類ごとの受領額及び奨励金等がある場合にあっては、その月の前月の奨励金等の種類ごとの交付額(市場法第13条第5項第5号の表の四の項の規定並びに第38条第4号及び第6号の規定によりその条件を公表した委託手数料及び奨励金等に係るものに限る。) 毎月20日

2 市長は、卸売業者から前項に規定する報告を受けたときは、次に掲げる事項について、それぞれの期日までに、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

- (1) その日の主要な品目の卸売予定数量 取引の日の前日の午後5時
- (2) その日の主要な品目の卸売の数量及び価格 取引の日の午後5時

#### 第4章 魚市場施設の使用

(魚市場施設使用者)

第69条 魚市場の施設を使用することができる者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 破産者で復権を得ないもの
- (2) 禁錮以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しないもの

(3) 暴力団員等であるもの

2 松浦魚市場条例第3条第1項の規定により魚市場施設の使用の許可を受けようとする者は、魚市場施設使用許可申請書（様式第19号）を市長に提出しなければならない。ただし、出荷者が通過又は上場を目的として使用する場合は、この限りでない。

3 前項の場合において、当該許可を受けようとする者が、卸売業者、買受人及び関連事業者以外の者であるときは、第21条第2項各号に掲げる書類を添付しなければならない。

（魚市場施設使用者の保証金の預託）

第70条 魚市場施設使用許可を受けた者は、その許可を受けた日から起算して1月以内に、使用料月額（消費税及び地方消費税を除く。）の3倍に相当する保証金を市長に預託した後でなければ魚市場施設の使用をしてはならない。

2 第12条から第14条までの規定は、前項の保証金について準用する。この場合において、「卸売業者」とあるのは「魚市場施設使用者」と読み替えるものとする。

（電気料金等の費用の負担）

第71条 魚市場の施設（以下「施設」という。）を使用する者は、その使用に伴う電気料金、水道料金及び清掃並びに汚水処理その他施設の使用に伴う費用を負担しなければならない。

第5章 管理

（報告及び検査）

第72条 市長は、この規則の施行に必要な限度において卸売業者、買受人若しくは関連事業者に対し、その業務若しくは財産に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は市長の指定する職員に卸売業者、買受人若しくは関連事業者の事務所その他の業務を行う場所に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、立入検査員証（様式第20号）を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(改善措置命令)

第73条 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者、買受人及び関連事業者に対し、その業務又は会計に関し必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。

(監督処分)

第74条 市長は、卸売業者がこの規則に基づく処分に違反した場合には、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、6月以内の期間を定めてその卸売の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 市長は、買受人がこの規則に基づく処分に違反した場合には、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、第21条の承認を取消し6月以内の期間を定めて買受人の業務の全部若しくは一部の停止又は6月以内の期間を定めて市場への入場の停止を命ずることができる。

3 市長は、関連事業者がこの規則に基づく処分に違反した場合には、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、第32条の許可を取消し、又は6月以内の期間を定めてその許可に係る業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

4 取引参加者等について、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、この規則に基づく処分に違反する行為をしたときは、この行為者に対して6月以内の期間を定めて入場を停止するほか、その取引参加者等に対しても、前3項の規定を適用する。

5 第1項、第2項及び前項において行う卸売業者及び買受人の処分にあたっては、第82条に規定する松浦魚市場運営委員会の意見を聞かなければならない。

(衛生の保持)

第75条 魚市場を利用する者は、その利用後は必ずこれを清掃し、廃棄物は所定の場所に集積する等魚市場施設を清潔に保つよう努めなければならない。

2 何人も、魚市場内にごみその他の廃棄物を持ち込んで서는ならない。

(火災の予防)

第76条 魚市場を利用する者は、火気の使用及びその取扱いに十分注意するとともに、火災の予防について常時必要な措置を講じなければならない。

(魚市場の秩序の保持等)

第77条 魚市場に入場する者は、魚市場の秩序を乱す行為をしてはならない。

2 市長は、魚市場の秩序を保持するため、必要があると認めるときは、魚市場に入場する者に対して入場の制限その他の必要な措置をとることができる。

3 前項の入場の制限その他必要な措置については、市長が別に定める。

(魚市場監督職員)

第78条 市長は、魚市場における秩序を保持するため、魚市場に関する事務に従事する職員(以下「監督職員」という。)に対し、この規則に定める事項について必要な指示を行わせることができる。

2 監督職員は、前項の指示を行う場合は、身分証明書(様式第21号)を所持し、併せて身分を示す記章(様式第22号)をつけなければならない。3 市長は、魚市場における秩序を保持するため、監督職員以外の者(以下「委託監督職員」という。)に委託して第1項の指示を行わせることができる。

4 第2項の規定は委託監督職員について準用する。この場合において、「監督職員」とあるのは「委託監督職員」と読み替えるものとする。

(魚市場入場者の帽子及び記章の着用)

第79条 魚市場に入場する者は、次の区分に従い帽子及び記章(様式第23号)を着用するとともに、身分証明書(様式第24号)を所持しなければならない。

- (1) 卸売業者
- (2) せり人
- (3) 買受人(取引代理人を含む。)
- (4) 買出人(小売業者、業務用買出人をいう。)
- (5) 出荷者
- (6) 関連事業者、買受人の従業員
- (7) 監督職員(委託監督職員を含む。)

2 前項各号に規定する以外の者で、臨時に入場しようとする者は、市長に住所、氏名、用務の内容、所要時間及び車両入場の有無等を申し出て、臨時入場の承認を受けなければならない。ただし、公務のため魚市場に入場する公務員その他市長が特に認める者は、この限りでない。



(車両の入場)

第80条 前条第1項各号に規定する者が、その業務のため魚市場に自動車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第9号に規定する自動車をいい、2輪のものを除く。以下「車両」という。）を入場させようとするときは、別に定める承認方針に基づき市長に車両入場承認申請書（様式第25号）を提出して承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の承認をしたときは、当該申請者に対して車両入場承認済証（様式第26号）を交付するものとする。

3 前項の承認済証の交付を受けた者は、車両の見やすい所に当該承認済証を貼付しておかなければならない。

4 前3項の規定は、前条第2項に規定する臨時入場者の車両の入場について準用する。この場合において、第2項中「車両入場承認済証（様式第26号）」とあるのは「車両臨時入場承認済証（様式第27号）」と、前項中「貼付」とあるのは「掲示」と読み替えるものとする。

(荷さばき等に支障を及ぼす行為の禁止)

第81条 何人も、魚市場における荷さばき及び卸売行為に支障を及ぼす次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 魚市場の作業に従事した者が、賃金又は報酬として生鮮水産物等を收受し、又は要求すること。
- (2) 魚市場の開場時間以外又は休業日に取引をすること。
- (3) 指定の場所以外の場所に車両等を駐車し、又は放置すること。
- (4) 魚市場の施設を損傷する行為又は生鮮水産物等の荷役能力を低下させる行為をすること。
- (5) その他の魚市場の公正な取引を阻害し、又は秩序を乱すこと。

第6章 松浦魚市場運営委員会

(松浦魚市場運営委員会)

第82条 市長は、魚市場における業務の円滑な運営を図るため松浦魚市場運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第83条 委員会は、市長の諮問に応じて、魚市場の運営に関する基本事項及び買受人、関連事業者の承認、許可又は処分に関する事項並びに魚市場における売買取引に関する必要な事項並びに魚市場の秩序の保持に関する事項について調査審議する。

2 委員会は、魚市場の業務の運営及び買受人、関連事業者の承認、許可又は処分に関する事項並びに魚市場における公正かつ効率的な売買取引の確保に関する事項その他必要事項について市長に意見を述べることができる。

(組織)

第84条 委員会は、委員8人以上15人以内をもって組織する。

2 前項の委員のほか特別の事項を調査審議するため必要があるときは、委員会に専門委員会を置くことができる。

3 委員及び専門委員は、生鮮水産物の生産、流通及び消費に関し学識経験のある者及び業界の代表者のうちから市長が委嘱する。

(委員の任期)

第85条 委員の任期は、5年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、非常勤とする。

(委員長及び副委員長の選任並びに権限)

第86条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(招集)

第87条 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、委員長がその議長となる。

(定足数及び表決数)

第88条 委員会は、委員及び議事に関係ある専門委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員及び議事に関係ある専門委員の過半数で決し、可

否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員会の補則)

第89条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会に諮って委員長が定める。

## 第7章 雑則

(団体の設置)

第90条 魚市場を利用するものは、魚市場における業務の円滑な運営を図るため、団体を設置することができる。

2 前項の団体に、市長は、別に定める事務を委託することができる。

(補則)

第91条 この規則に定めるもののほか、魚市場の業務に関し必要な事項は、市長が定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年6月21日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、松浦市地方卸売市場松浦魚市場業務規程（平成18年松浦市規則第109号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この規則の施行の日の前日までに、長崎県卸売市場条例（昭和46年長崎県条例第74号）第6条の規定により許可を受けて卸売業者となっている者は、改正後の松浦市地方卸売市場松浦魚市場業務規程第8条第1項の規定により許可を受けた卸売業者とみなす。